四十三　中華人民共和国、ベトナム、マレーシア、イタリア、ウクライナ、ポーランド、ルーマニア、アメリカ合衆国、カナダ、アルゼンチン、ガイアナ、コスタリカ、プエルトリコ、ペルー、ボリビア、メキシコ	テオシント及びとうもろこしの種子であつて栽培の用に供するもの並びにテオシント、とうもろこし及びさとうきび属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供し得るもの	1　輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。 2　1の検査証明書又はその写しには、次のいずれかの措置が行われ、かつ、*Pantoea stewartii* subsp. *stewartii*（トウモロコシ萎ちよう細菌病菌）に侵されていないことが特記されていること。 一　*Pantoea stewartii* subsp. *stewartii*（トウモロコシ萎ちよう細菌病菌）を発見するために適切と認められる方法による検査が行われていること。 二　核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法による検査が行われていること。
四十四　中華人民共和国、シリア、レバノン、イタリア、英国、オーストリア、ドイツ、ハンガリー、ポーランド、エジプト、エチオピア、スーダン、チュニジア、南スーダン、モロッコ	そらまめの種子であつて栽培の用に供するもの並びにえんどう及びそらまめの生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供するもの	1　輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。 2　1の検査証明書又はその写しには、次のいずれかの措置が行われ、かつ、*Broad bean true mosaic virus*（ソラマメトゥルーモザイクウイルス）に侵されていないことが特記されていること。 一　*Broad bean true mosaic virus*（ソラマメトゥルーモザイクウイルス）を発見

（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）